

別紙

諮問第1514号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇に対する当該団体からの意見書」及び「〇〇に対する当該団体からの意見書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年12月20日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「令和〇年〇月〇日付『開示決定等に係る意見書』（〇〇）及び添付書類」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「令和〇年〇月〇日付『開示決定等に係る意見書』（〇〇）」（以下「本件対象公文書2」という。）を対象公文書として特定し、本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年8月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年10月2日に実施機関から理由説明書を收受し、令和4年2月17日（第226回第二部会）から同年5月27日（第228回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、審査請求人が別途行った公文書開示請求に係る公文書である、実施機関と特定の民間運動団体2団体（以下「本件民間運動団体1」及び「本件民間運動団体2」という。）との間で行われた連絡協議会の議事録について、都以外のものに関する情報が記録されているとして、開示決定等に先立ち、当該情報に係る都以外のものである本件民間運動団体1及び本件民間運動団体2に対し、条例15条1項に基づく意見照会を行った。

本件開示請求は、当該意見照会に対する本件民間運動団体1及び本件民間運動団体2からの回答文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書1及び2を対象公文書として特定し、別表1に掲げる本件非開示情報1及び2については条例7条3号及び6号に、本件非開示情報3及び4については同条6号に、本件非開示情報5については同条4号にそれぞれ該当することを理由として非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件非開示情報1から5の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1及び3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1については、本件民間運動団体1が開示決定に反対する意思を表示したか否かが明らかになるにすぎず、本件民間運動団体の信用や社会的評価が損なわれ、事業運営上の地位が損なわれるとまでは認められないことから、条例7条3号に該当しない。

また、本件民間運動団体が公になることを前提とせずに記載した意見書であっても、本件非開示情報1及び3を公にすることにより、本件民間運動団体に対する憶測や誤解が流布し、批判がなされるなどにより、実施機関と本件民間運動団体との間の連絡協議会に係る施策に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、本件非開示情報1及び3については、条例7条6号にも該当しない。

したがって、本件非開示情報1については条例7条3号及び6号に該当せず、本件非開示情報3については条例7条6号に該当しないので、開示すべきである。

(イ) 本件非開示情報2及び4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2のうち、別表2に掲げる部分については、「開示決定等に係る意見書」の具体的意見内容ではないことから、公にしたとしても、前記(ア)と同様の理由により、条例7条3号及び6号に該当せず、開示すべきである。

また、本件非開示情報4のうち、別表2に掲げる部分についても、同様の理由により、条例7条6号に該当せず、開示すべきである。

しかしながら、本件非開示情報2のうち、その他の部分については、「開示決定等に係る意見書」の具体的意見内容が記載されたものであることから、公にすることにより、本件民間運動団体の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるので、条例7条3号に該当し、同条6号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報5について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5は、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査会への諮問に係る過程において、総務局総務部法務課が、取り扱っていた審査請求事件の書面を誤って審査請求人に送付したとのことである。

審査会での審議は、定められたルールに従った適正な情報管理が行われることを当然の前提としており、それがなければ、条例の適切かつ円滑な運用、ひいては条例の目的である公正で透明な行政の推進も成り立たないものである。

当審査会は今後、このようなことがないよう、適正な情報管理の徹底を強く望むもの

である。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表1 本件非開示情報

本件対象公文書		本件非開示情報		根拠規定
1	令和○年○月○日付 「開示決定等に係る意見書」(○○) 及び添付書類	1	「2 開示決定に対する 反対意思の有無」欄	7条3号 7条6号
		2	「3 意見(開示決定に 反対する理由)」欄	7条3号 7条6号
2	令和○年○月○日付 「開示決定等に係る意見書」(○○)	3	「2 開示決定に対する 反対意思の有無」欄	7条6号
		4	「3 意見(開示決定に 反対する理由)」欄	7条6号
		5	本件民間運動団体2の印影	7条4号

別表2 開示すべき部分

本件非開示情報1	「2 開示決定に対する反対意思の有無」欄
本件非開示情報2	「3 意見(開示決定に反対する理由)」欄に記載された内容のうち、意見内容以外の部分
本件非開示情報3	「2 開示決定に対する反対意思の有無」欄
本件非開示情報4	「3 意見(開示決定に反対する理由)」欄